

国庫金のダイレクト方式（リアルタイム口座振替）の開始に向けて

2008年5月

日本銀行 業務局

本稿は、2008年5月20日に開催されました日本マルチペイメントネットワーク運営機構総会における日本銀行業務局審議役・大川昌利の説明要旨です。

1. はじめに

ただいまご紹介頂きました日本銀行の大川でございます。本日は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構の20年度通常総会にお招き頂き、誠にありがとうございます。

また、ここにお集まりの金融機関の方々には、日頃より、日本銀行の代理店や歳入代理店事務に多大なご協力をいただいておりますことをこの場を借りて、厚く御礼申し上げます。

昨年度は、ペイジーの取扱金額は年間3兆円を超え、取扱件数についても、20年3月に月間100万件という大きな節目に到達するなど、大きな業績を残した1年であったと思います。また、このように利用実績が増加する中で、特筆すべきかと思えますのは、システムが目立ったトラブルもなく、日々ネットワークが安定的に運行されていることです。

この中でペイジーによる国庫金の取扱いに関しては、件数ベースでは全体の約2割ですが、金額ベースでは、昨年度は、ペイジーの年間取扱金額3兆円のうちの半分——約1.7兆円が処理されました。1件当たりの決済金額は約100万円にも上っておりますが、多額の収納が、「いつでも、どこでも」、安定的に処理されているのは、まさにペイジーの面目躍如といったところではないでしょうか。

日頃より、ペイジーの利用促進とネットワークの安定稼動に尽力されている、金融機関、マルチペイメントネットワーク運営機構事務局を始めとした関係者の皆様方の取組みに対し、心より敬意を表したいと思います。

本日は、お時間を頂戴しまして、足もとの国庫金電子納付の状況について概観したうえで、今年度から、国庫金を対象に導入されるマルチペイメントネットワークの新しい収納スキーム——ダイレクト方式に絞りまして、お話したい

と思います。金融機関の皆様には、4月初に、私どもから、ダイレクト方式を利用したリアルタイム口座振替の概要や歳入代理店事務への影響などについて通知を送らせていただいたところですが、この場を借りまして、改めて、私どもの考えているところを述べさせていただきたいと思います。

2. 国庫金電子納付の現状

昨年度の国庫金電子納付の動向をみると、昨年3月には月間8万件程度の取扱いでしたが、年度末の本年3月には、20万件を超えるところまで増加しており、ペイジー全体の利用件数の伸びを上回る約2.5倍の伸びを示しております（[図表1<チャンネル別電子納付件数・比率の表>](#)）。

この伸びを牽引しているのは、官庁別にみますと国税庁と法務省です。まず、国税については、電子納付件数がこの1年間で約2倍に増加しております。これは、イータックスを利用して所得税を電子申告した場合、1回限りではありますが、5,000円の税額控除が受けられるというインセンティブ措置が導入されたことに加え、国税庁がイータックスの広報と利用の勧奨を積極的に行っているためと思われます。

また、法務省では、昨年4月からオンラインでの登記事項証明書などの取得費用を1,000円から700円に引下げました。また、本年1月からは、不動産登記および商業登記にかかる登録免許税について、平成22年までの時限措置ではありますが、5,000円を上限に控除するインセンティブ措置を導入したほか、本来、電子ファイルで送付すべき添付書類の郵送を可能にしたことで、ユーザーの利便性が大きく向上した効果が上がっております。これらの措置により、19年3月には2千件程度であった法務省関係の電子納付の件数は、20年3月には月間10万件程度まで増加しております。

中でも、不動産登記の登録免許税に導入されたインセンティブ措置は画期的であると思います。例えば、ローンにより住宅を購入する場合、典型的には、建物・土地・抵当権の3件の登記に関する登録免許税がそれぞれ5,000円控除され、加えて、司法書士に支払う出張・交通費などの経費も不要になるため、利用者は20,000円程度の費用節約ができるなど、利用者にとって魅力のある、これまでにない大胆な措置がとられています。登録免許税の納付件数は、月平均で140万件ほどありますので、この情報が利用者に広がれば、今後の電子納付件数の増加余地も大きいのではないかと考えております。

今回法務省が実施した措置は、電子納付の前提となる電子申告や申請において、利用者にとって利用したいと思わせる魅力的な仕掛けを導入することで、利用増がかなり期待できることを端的に示してくれていると思います。私どもでは、これまでも運営機構事務局とも協力をしながら、利用者の声を拾い、官庁に対し電子申告・申請の利用者の使い勝手の向上やインセンティブの導入を促してきたわけですが、今後とも、こうした働きかけを継続して参りたいと思います。

3. ダイレクト方式によるリアルタイム口座振替の導入

このように国庫金の電子納付は、「上げ潮」ムードになっているわけですが、そうした中で、今年度から、国庫金を対象として、マルチペイメントネットワークの新しい収納サービスであるダイレクト方式を利用したリアルタイム口座振替のスキームが、新たに始まります（[図表 2 <リアルタイム口座振替のスキーム図>](#)）。

具体的には、本年10月に、財務省関税局が主として海上貨物を取扱うSea-NACCS（シーナックス）で導入するのを皮切りに、21年1月には特許庁、21年9月には国税庁、21年度中に関税局で航空貨物を取扱うAir-NACCS（エアナックス）での導入が予定されております。

本スキームでは、利用者は収納機関である官庁のサイトにアクセスするだけで、申請から納付までの手続きが完了するなど、利便性が著しく向上します。また、インターネット・バンキング契約をしていない人でも利用可能であり、利用者の裾野の拡大が期待されています。

金融機関の皆さんに委嘱している歳入代理店事務の効率化という面でも、リアルタイム口座振替の取扱によるメリットは小さくありません。既存の口座振替処理や日銀OCR処理が、リアルタイム口座振替に移行することで、事務処理の効率化が期待できます。

例えば、既存の口座振替の場合には、納付者への領収証書の発行、官庁との間での書面（またはMT）での納付書や領収済通知書のやりとり、日本銀行への歳入金等受入報告表の送付のほか、自行内での領収控の保管といった多くのペーパー処理が発生しておりましたが、リアルタイム口座振替では、事務処理がオンライン化されることで、これらの書面がペーパーレス化されます（[図表 3 <既存口座振替との比較>](#)）。

ダイレクト方式の構想は、もともと財務省関税局と特許庁から、官庁が起動するかたちでのリアルタイムでの口座振替を実現したいとの要望が寄せられたところからスタートしました。税関の輸入許可や特許の手続では、官庁の審査終了後における関税や特許料の納付が要件となっており、即座に手続の効力を得るためには審査終了直後にこれを納付することが必要です。

しかしながら、現状の仕組みでは、納付者サイドでは、事前の資金提供、具体的には、関税の場合は、他に転用出来ない専用口座への事前の預け入れ、特許の場合は、印紙を予め官庁に預ける対応を行うのが一般的となっています。いずれも納付者にとっては、柔軟な対応ができず使い勝手が悪く、資金効率も悪いことから、予てより、出し入れの制限のない一般口座を利用したスキームの要望が出されていました。

当初、関税局や特許庁は、それぞれ別に新たなオンライン処理スキームの採用を検討していましたが、新スキームの構築は大きなコスト負担を伴うことから、日本銀行としては、官民双方のコスト負担が出来るだけ軽くなるよう、既存のマルチペイメントネットワークの仕組みを活用する方策を模索すべきではないかと提言しました。

その後、官庁、金融機関、そして事務局の方々が知恵を出し合いながら、今回のダイレクト方式のスキームが形作られていきました。私どもとしても、既存のインフラを最大限活かすことで関係者のコストを極力抑制しつつ、利用者の利便性が高まるスキームに仕上がったことについて、大変嬉しく思いますとともに、ここまでの関係者のご努力に敬意を表したいと思います。

昨年末には国税庁もダイレクト方式のスキーム導入を表明しました。予てより企業を中心に、電子申告の利用者からインターネット・バンキングによる納付に関し使い勝手の悪さを指摘する声が聞かれており、同庁では、これを解消する手段としてダイレクト方式の導入を決めた訳です。国税庁が参加表明したことにより、ダイレクト方式の取扱対象件数は、5,000万件を超え、大きく拡大することが想定されます。

政府では、平成11年に「電子政府構想」を発表後、国民の利便性向上、ITを活用した業務改革を行うといった取組みを進め、様々な手続が次々と電子化されていきました。しかしながら、その多くは利用者の使い勝手にまで十分配慮した設計になっていなかったために、当初の期待ほどには利用が進まなかったというのは否めないところかと思えます。

その後、平成18年度には「IT新改革戦略」が策定され、その中で世界一便利で効率的な電子行政を目指し22年度までにオンライン利用率50%の達成を目指すとされましたが、ここにきて各官庁では、電子申請・申告などの利用促進に向けた取組みをさらに前傾化させてきております。先ほど、ご紹介した国税庁や法務省の行っているインセンティブ措置などは、こうした計画の達成に向けた対応でもあります。

同様に、ダイレクト方式を利用したリアルタイム口座振替を導入するのは、各官庁が、こうした計画達成を迫られていることに加えて、利用者の利便性向上に関する要請の下で行われている制度対応と位置付けられるものです。先ほど、当初の「電子政府構想」には、利用者の使い勝手への配慮が足りないところがあったと申し上げましたが、今回のダイレクト方式は、利用者からのニーズの裏付けがあって導入されるという点で、当時と事情が異なっていると思います。関税については、通関業者団体からの強い要望を受けて導入するものであり、特許庁についてもアンケートでは4割のユーザーが利用したいと回答しています。こうしたことから、私どもとしては、このダイレクト方式の開始が、国庫金電子納付の新たな起爆剤になるものとして、大いに期待しているところです。

4. ダイレクト方式（リアルタイム口座振替）に関する今後の課題

このように、ダイレクト方式によるリアルタイム口座振替は、利用者や金融機関に大きなメリットがありますが、その効果を十分に享受するためには、幾つかの課題があると考えております。

第一に、リアルタイム口座振替の取扱金融機関を増やす必要があることです。本スキームの利用者を増やすためには、本スキームを取扱う金融機関の裾野を広げることが不可欠です。20年10月の開始時点でリアルタイム口座振替の取扱いを表明している金融機関は少数に止まっております。今のところ、スキームが固まってからまだ間がなく準備期間が短いことや、金融機関にスキームの概要やメリットが十分に浸透していないこと等もあって、「検討中」または「今後対応を検討する予定」としている金融機関が多くなっているのが実情です。

リアルタイム口座振替の取扱開始に当たり、金融機関におかれましては、システム面で追加的な対応負担が生じることになるため、多くのシステム開発案件が輻輳している中であっては、慎重な検討が必要であることは、私どもとし

ましても十分承知しているつもりです。システム開発負担という点では、既に、取扱いを決めている金融機関では、共同利用センターの活用により、その負担を軽減するための工夫も行われてきております。

もとより、リアルタイム口座振替の取扱は各金融機関が自主的にご判断いただくものではありませんが、皆様方におかれましては、本スキームの導入趣旨や歳入代理店事務の効率化といったメリット等をご勘案のうえ、是非とも、リアルタイム口座振替の取扱いに前向きなご検討、ご対応をお願いしたいと思っております。

第二は、ダイレクト方式を利用できる収納機関の対象を増加させることです。今のところ、ダイレクト方式は、国庫金のみを対象としておりますが、今後、地方自治体や民間企業にも、対象を広げていくことが期待されます。継続的なBtoB (Business-to-Business) あるいはBtoG (Business-to-Government) の取引においては、十分に活用できるスキームになっていると思っております。ダイレクト方式の対象が広がることは、金融機関の皆様にとって、チャネル整備のための環境整備という点でも、重要なことと思っております。

私どもでも、利用できる国庫金の対象を広げるべく官庁に働きかけを行っていきたいと思っております。導入を表明している官庁以外にも、他の目ぼしい官庁に本スキームの説明を開始しており、既に、幾つかの官庁から、導入に向けた前向きな反応がみられているところです。今後とも、事務局の皆様とも協力しながら、積極的に官庁の後押しをしていきたいと思っております。

第三には、システムの安定運行についてです。冒頭に、日々のシステム運行が安定的に行われていることについてお話を申し上げました。リアルタイム口座振替の導入効果が今後どれだけ広がるかは別にしても、今後、ペイジーの取扱金額・件数はさらに増加することが見込まれている中であって、決済インフラとしてのペイジーの安定運行に対する要請は、ますます高まることになろうと思っておりますので、従来にも増して、システムの安定運行にご配慮いただければと思っております。

こうした中で、今年度は、バックアップセンターの設置に向けた検討を本格化させると聞いておりますが、私どもとしても、時宜を得た適切な対応だと評価しております。ペイジーの安定運行が損なわれたときの社会的影響などを十分に踏まえ、検討が進むことを期待しております。

5. おわりに

最後になりますが、ここまでダイレクト方式に関する期待や願いについて、縷縷申し上げました。ダイレクト方式は、当初は国庫金を対象にスタートするわけですが、今後、地方自治体、民間業者の利用に展望が広がっているという点では、今まさに、ダイレクト方式というペイジーの新たな礎を築くための重大な局面を迎えようとしていると言っても過言ではないと思います。

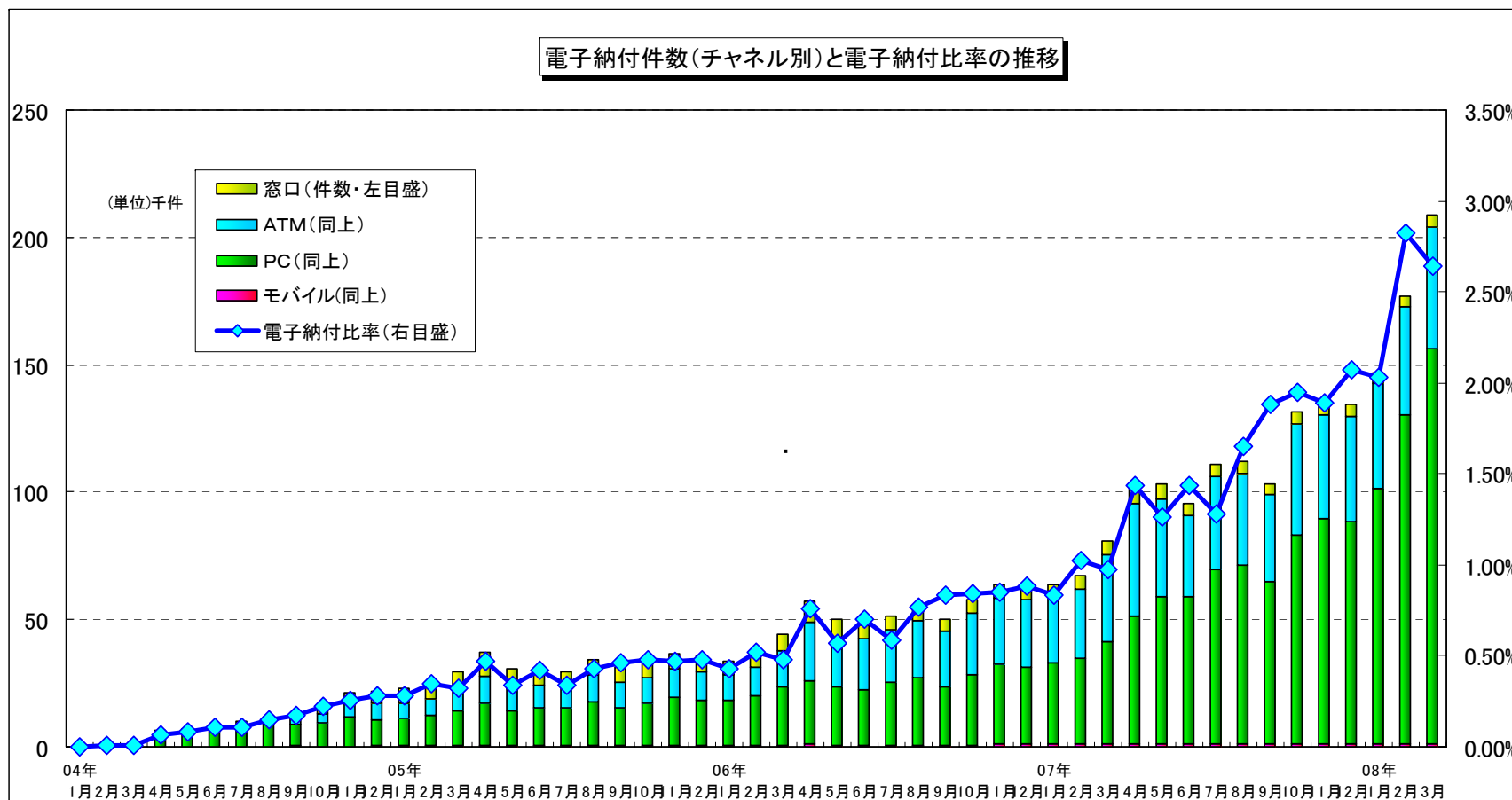
現在、官庁、金融機関、運営機構事務局を始めとした関係者の皆様におかれましては、本年10月の導入に向けて、精力的に準備を進めておられることと思います。これからが胸突き八丁というところかと思いますが、是非とも、やり遂げていただきたいと思います。

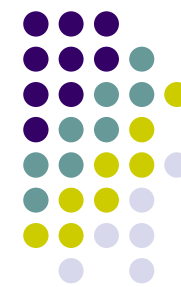
金融機関の皆様におかれましては、「ダイレクト方式は国庫金だけの問題」と捉えることなく、今後のペイジーによる電子納付の発展にも影響する重要な問題として、関心を持っていただきたいと思います。この産みの苦しみを共に乗り越えることで、さらなるペイジーの発展が見えてくるのではないかと期待したいと思います。

本日は、ご清聴ありがとうございました。

以 上

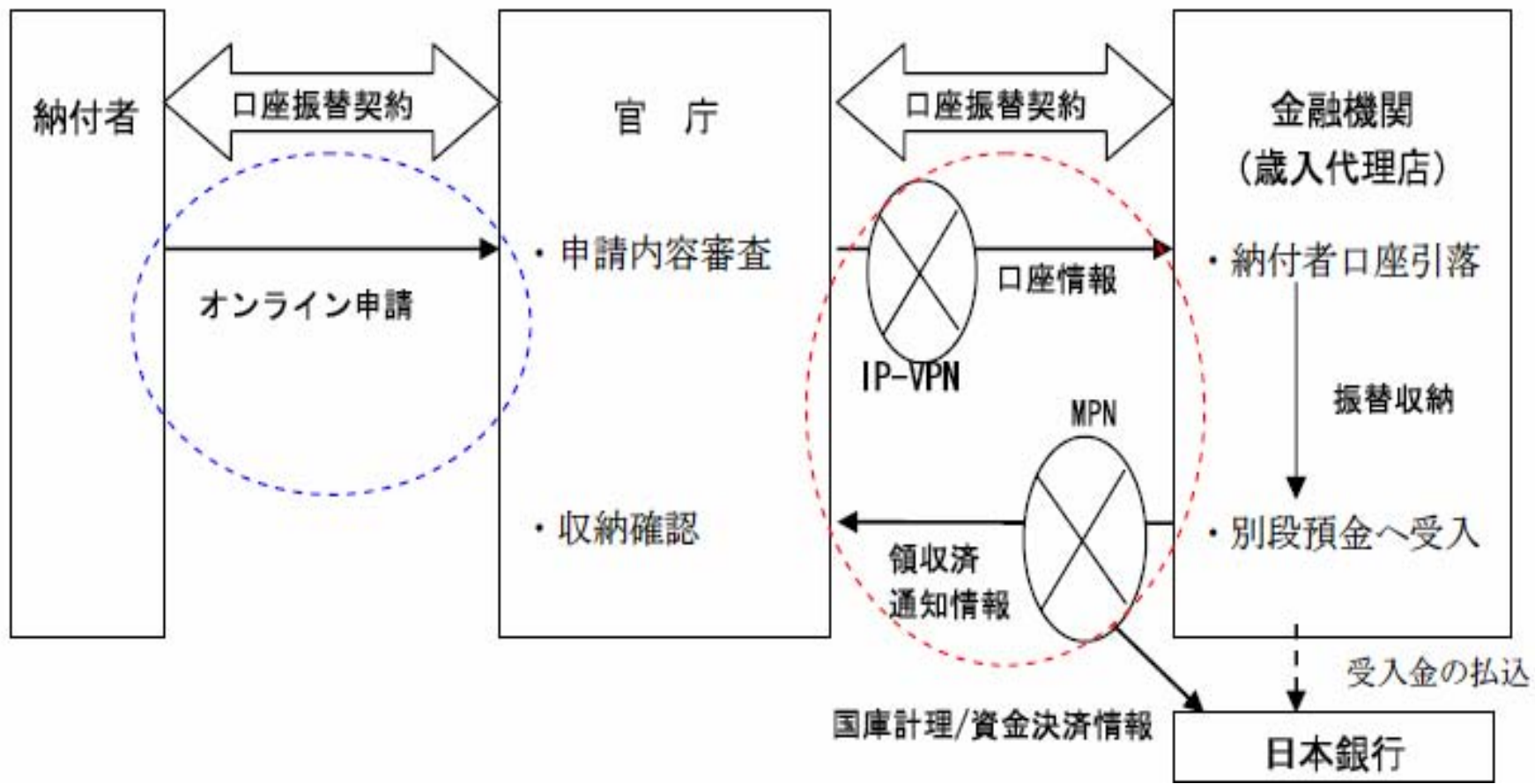
(図表1)





(図表2)

(リアルタイム口座振替)





(図表3)

既存の口座振替に比べ、官庁および日本銀行への領収済通知等の報告がペーパーレス化、納付者への領収証書発行が不要化。

事務内容	既存口振	リアルタイム口振
官庁からの口座振替依頼	書面またはMT	オンライン
官庁への領収済通知	書面またはMT	オンライン
日本銀行への収納済報告	書面	オンライン
納付者への領収証書発行	必要*	不要
領収控の保管	書面またはMT(2年)	電子データ

*MT口振の場合に限り発行不要。